

「情報公開文書」

受付番号： 2019-1-458

課題名：抑うつ傾向にある母親の経過に影響する要因と抑うつ傾向にある母親への保健師の支援

1. 研究の対象

宮城県柴田町において、産後1年半までの記録がある方の母子カルテを対象とします。

2. 研究期間

2019年8月（倫理委員会承認後）～2020年3月

3. 研究目的

産後うつ病は、産後の女性にみられる、不眠・自責や育児に対する不安・恐怖などの症状が出る精神疾患です。重症化した場合、自殺の危険や将来的な育児ネグレクト、虐待につながることから、お母さん自身はもちろん、子どもや家族にも重大な影響が及ぶ疾患です。

このように様々な影響をもたらす産後うつ病の予防のため、産後うつ病につながるリスクの高い状態である抑うつ傾向にあるお母さんに対して、自治体の保健師は様々な支援を行っています。今回の研究では、自治体の保健師がお母さんへ支援した際の記録等を分析し、お母さんの抑うつ傾向が回復した要因は何なのかを明らかにすることで、抑うつ傾向から回復できるお母さんの特徴を明らかにしたいと考えています。

4. 研究方法

産後1歳半までの記録がある母子カルテから、抑うつ傾向の経過や受けた支援等の情報を取り出します。得られた情報から、お母さんの抑うつ傾向が回復した要因を分析します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：母子カルテに記載されている支援時の母子の状況、保健師による支援内容

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者等の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて対象となった方もしくは対象となった方の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも対象となった方に不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

【自治体連絡先】

〒989-1692

宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号

TEL/FAX 0224-55-2160 E-mail health@toun.shibata.miyagi.jp

宮城県柴田町役場 健康推進課

【研究者連絡先】

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町2-1

TEL/FAX 022-717-7925 E-mail s.takeda@med.tohoku.ac.jp

東北大学大学院 医学系研究科 公衆衛生看護学分野 博士前期2年 武田至織

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町2-1

TEL/FAX 022-717-7925 E-mail ataguchi@med.tohoku.ac.jp

東北大学大学院 医学系研究科 公衆衛生看護学分野 准教授 田口敦子

研究責任者：東北大学大学院 医学系研究科 公衆衛生看護学分野 大森純子

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合